

# 青森県報

第二百九十四号

令和三年  
四月九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 青森県保健医療計画の変更……………(医療薬務課) ……一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第三条第一項の規定による道路の指定……………(道路課) ……二

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 民 局) ……二
- 右 同……………( 同 ) ……三
- 右 同……………(三 八 地 域 民 局) ……三
- 出先機関
- 道路の位置の指定……………(西 北 地 域 民 局) ……三
- 教育委員会
- 県文化財の指定……………(文 化 課 財) ……四

## 告 示

### 青森県告示第二百九十五号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の六(第三十条の六第一項(第二項)の規定により、青森県保健医療計画を次のとおり変更したので、同法第三十条

の四第十八項の規定により公示する。

なお、変更後の青森県保健医療計画は、青森県健康福祉部医療薬務課及び各地域民局の地域健康福祉部の保健総室に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県保健医療計画の変更内容

次のとおり医療連携体制に関する事項について変更した。

- 第2編 各論
- 第1章 医療連携体制の構築等
- 第1節 がん対策
- 第2節 脳卒中対策
- 第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策
- 第4節 糖尿病対策
- 第5節 精神疾患対策
- 第6節 救急医療対策
- 第7節 災害医療対策
- 第8節 周産期医療対策
- 第9節 小児医療対策 (小児救急を含む)
- 第10節 へき地医療対策
- 第11節 在宅医療対策

青森県告示第二百九十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の種類	路線名	区 間
県道	八戸環状線	八戸市大字尻内町字下毛合清水九の一三から 八戸市大字尻内町字田端山十の一まで 八戸市大字尻内町字堤下三六の一から 八戸市大字尻内町字前谷地七五の一まで 八戸市大字尻内町字島田一四の二から 八戸市大字尻内町字尻内河原一二二まで 八戸市大字田面木字中明戸一〇二の一から 八戸市大字田面木字法霊林九の一五まで

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社一戸組
- 二 代表者の氏名 一戸直義
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字新里字中樋田二二の四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二九)第一〇六八五号
- 五 取消年月日 令和三年三月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年三月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社小野産業
- 二 代表者の氏名 小野吉明
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字青山四丁目三の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第一五八八一号
- 五 取消年月日 令和三年三月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年三月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年四月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社宮澤冷凍サービス
- 二 代表者の氏名 宮澤幸夫
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂四丁目五の七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二八)第三〇〇六一七号
- 五 取消年月日 令和三年三月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
電気工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
令和三年三月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

西北地域県民局告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及びつがる市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年四月九日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第五号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

令和三年四月九日

青森県教育委員会

つがる市木造種取一四の三及び一七の一並びにつがる市木造末広二七の八から二七の一〇まで	七四・八六メートル	六・〇三メートルから二・一〇三メートルまで	令和 三・三・三 年月日
位 置	延 長	幅 員	指 定

県重宝	器類	寺下遺跡出土骨角	一四一点	三戸郡階上町大字赤保内字耳ヶ吠六の二	階上町
県重宝	聖教類及び文書	円覚寺真言・修験	二、一三五点	西津軽郡深浦町大字深浦字浜町二七五の二	円覚寺 宗教法人
種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者	

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円